

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年9月17日

契約担当者
兵庫県警察本部長 村井 紀之

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

| | |
|----------------------------|---------|
| ア 男性警察官用夏服上衣(長袖) | 1,900 着 |
| イ 男性警察官用夏服上衣(半袖) | 1,500 着 |
| ウ 男性警察官用夏服ズボン | 1,200 着 |
| エ 女性警察官用夏服上衣(長袖) | 500 着 |
| オ 女性警察官用夏服上衣(半袖) | 350 着 |
| カ 女性警察官用夏服ズボン(まち付き貫通口上衣対応) | 300 着 |
| キ 男性警察官用夏帽子 | 400 個 |
| ク 男性警察官用夏活動帽 | 920 個 |
| ケ 男性警察官用夏服ズボン(ウォッシュブル) | 2,140 着 |
| コ 携行かばん(地域用) | 700 個 |
| サ ヘルメットライナー(一般) | 500 個 |
| シ 夜光チョッキ | 500 着 |

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

| | |
|----------------------------|---|
| ア 男性警察官用夏服上衣(長袖) | 令和7年3月28日(金) ただし、780着については令和7年2月28日(金) |
| イ 男性警察官用夏服上衣(半袖) | 令和7年3月28日(金) ただし、780着については令和7年2月28日(金) |
| ウ 男性警察官用夏服ズボン | 令和7年3月28日(金) ただし、520着については令和7年2月28日(金) |
| エ 女性警察官用夏服上衣(長袖) | 令和7年3月28日(金) ただし、270着については令和7年2月28日(金) |
| オ 女性警察官用夏服上衣(半袖) | 令和7年3月28日(金) ただし、270着については令和7年2月28日(金) |
| カ 女性警察官用夏服ズボン(まち付き貫通口上衣対応) | 令和7年3月28日(金) ただし、180着については令和7年2月28日(金) |
| キ 男性警察官用夏帽子 | 令和7年3月28日(金) ただし、260個については令和7年2月28日(金) |
| ク 男性警察官用夏活動帽 | 令和7年3月28日(金) ただし、520個については令和7年2月28日(金) |
| ケ 男性警察官用夏服ズボン(ウォッシュブル) | 令和7年2月28日(金) |
| コ 携行かばん(地域用) | 令和7年3月28日(金) |
| サ ヘルメットライナー(一般) | 令和7年3月28日(金) |
| シ 夜光チョッキ | 令和7年3月28日(金) |

(4) 納入場所

| | | |
|----------------------------|-----------------|---|
| ア 男性警察官用夏服上衣(長袖) | 兵庫県警察本部長が指定する場所 | |
| イ 男性警察官用夏服上衣(半袖) | 同 | 上 |
| ウ 男性警察官用夏服ズボン | 同 | 上 |
| エ 女性警察官用夏服上衣(長袖) | 同 | 上 |
| オ 女性警察官用夏服上衣(半袖) | 同 | 上 |
| カ 女性警察官用夏服ズボン(まち付き貫通口上衣対応) | 同 | 上 |
| キ 男性警察官用夏帽子 | 同 | 上 |
| ク 男性警察官用夏活動帽 | 同 | 上 |
| ケ 男性警察官用夏服ズボン(ウォッシュブル) | 同 | 上 |
| コ 携行かばん(地域用) | 同 | 上 |
| サ ヘルメットライナー(一般) | 同 | 上 |
| シ 夜光チョッキ | 同 | 上 |

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿(以下「名簿」という。)に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課へ申請し、入札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
 - (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。
 - (6) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有しない者であること。
- 3 申込所・入札書の提出等
- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
兵庫県警察本部総務部装備課（担当 鳥羽）
電話（078）341-7441 内線 2333
 - (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
令和6年9月17日（火）から同年9月24日（火）まで
開庁日の午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (3) 入札・開札の日時及び場所
令和6年10月7日（月）午後1時30分～
兵庫県警察本部 本館101会議室
 - (4) 入札書の提出期限
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和6年10月7日午前10時までに上記(1)の場所に必着のこと。
- 4 同等品協議について
- (1) 仕様書に例示する例示品以外の物品等により入札を希望する者は、次により提出書類を持参又はFAXにより提出し、事前に協議すること。
 - ア 受付期間
令和6年9月17日（火）から同年9月24日（火）まで（持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く。）
毎日午前10時から午後5時まで
 - イ 受付場所 上記3(1)に同じ。
 - ウ 提出書類 同等品協議申込書及びカタログ等仕様のわかるもの。
 - エ 提出方法 持参又はFAXにより提出すること。
 - オ 協議結果 令和6年10月3日（木）までに入札者に通知する。
 - (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
 - (3) 入札者は、例示品及び同等品協議で認められた物品で入札すること。
- 5 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
契約希望金額（入札金額の100分の110）の100分の5以上の額の入札保証金を令和6年10月4日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
 - (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
 - (4) 入札者に求められる義務
 - ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書及び仕様書で示した書類等を令和6年9月30日（月）までに提出すること。
 - イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
 - (5) 入札に関する条件
 - ア 入札書は、入札・開札の日時までに所定の場所に提出又は到達していること。
 - イ 入札保証金が所定の日時までに納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和6年10月11日）までであること。
 - ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
 - エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
 - オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
 - カ 入札書に入札金額、入札者の氏名並びに電話番号及びメールアドレス又は押印があり、入札内容が分明であること。
 - キ 入札申込時に届出た代理人以外の代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

- ク 入札金額は、総額の金額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を記載すること。
- ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - (ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (イ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちアからオに違反し無効となったもの以外の者
- (6) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者の求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (7) 契約書作成の要否
要作成
- (8) 落札者の決定方法
入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (9) その他
詳細は、入札説明書による。